

事 項	学校等給食の放射線検査について
<p>1 事業概要</p> <p>食品衛生法による基準値を超える放射性物質を含んだ食材は、市場に流通しない前提となっているが、学校等の給食食材の放射能汚染に対する保護者の関心は高い。</p> <p>このため、保護者等の学校給食への一層の安全・安心を図るため、平成24年度に文部科学省の補助事業により放射線検査機器5台を整備し、県下国公立学校・保育所等を対象に、検査を希望する施設の給食食材の放射線検査を実施している。</p> <p>平成25年度は、緊急雇用創出事業により検査業務を民間検査機関に委託して実施する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>① 対象施設 計500施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国公立学校等（教育委員会所管）：158施設 ・保育所等（福祉保健部所管）：280施設 ・私立学校等（総務部所管）：62施設 <p>② 検体（必要量）</p> <p>各施設が抽出した提供する前日までの食材（500ml）</p> <p>③ 検査項目</p> <p>放射性セシウム</p> <p>④ 検査場所（配置機器台数）</p> <p>中北保健福祉事務所（3台） 富士・東部保健福祉事務所（2台）</p> <p>⑤ 検査の頻度</p> <p>1施設当たり1か月に1回程度</p> <p>⑥ 1回当たりの検査数</p> <p>2検体</p> <p>⑦ 検査結果の公表</p> <p>市町村教育委員会等の施設設置者は、当該検査結果をホームページ等で公表する。 県は、各日の全検査結果を随時県のホームページに掲載する。</p> <p>⑧ 検査結果による対応</p> <p>ア 基準値を超える疑いのある（放射性セシウムが51～100ベクレル/kg）場合 ゲルマニウム半導体分析器による再検査の実施</p> <p>イ 基準値（放射性セシウム100ベクレル/kg）を超えた場合 食品衛生法による行政検査や対応を行う。</p> <p>⑨ 検査結果に基づく食材使用の適否</p> <p>ア 基準値を超える測定値があった場合 当該食材は給食に使用しない</p> <p>イ 基準値以下の測定値があった場合。 市町村教委等の施設設置者が、食材の使用の可否を判断。（県立学校は県教委）</p> <p>⑩ 検査手数料</p> <p>徴収しない。</p>	

